

宿泊約款

(本約款の適用範囲)

- 第1条 当館の締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
- 2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

(宿泊契約の申込み)

- 第2条 当館は宿泊日に先立つ宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受けした場合には、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊者名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - (4) その他当館が必要と認める事項
- 2 宿泊客が宿泊中に、前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとし、

(宿泊契約の成立等)

- 第3条 宿泊契約は、当館が前条の申込みをお引受けしたときに、成立するものとし、
- ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3 申込金は、まず宿泊料金に充当し、第7条及び第19条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第13条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、
- ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

- 第4条 前条第2項の規定に関わらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(インターネット上並びにメールでのご予約に関する特約)

第5条 インターネット上の当館ホームページ並びにそれに準ずるページを閲覧のうえ、インターネットまたは携帯端末等によるメールもしくはインターネット上の予約システムを使用し予約申込みを行った場合についてもこの約款が適用されることとします。

(宿泊契約締結の拒否)

第6条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、伝染病患者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 静岡県旅館業施設衛生措置基準に関する条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第7条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。また、宿泊に付帯した手配事項に付いても同等の違約金を申し受ける場合があります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することができます。

(当館の契約解除権)

第8条 当館は、次に掲げる場合においては宿泊契約を解除することができます。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為を

するおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。

- (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (5) 静岡県旅館業施設衛生措置基準に関する条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていないサービス等の料金はいただきません。

（宿泊の登録）

第9条 宿泊申込者は、宿泊日当日、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

- 2 宿泊客が第13条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券等、当館が認めた通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、宿泊契約締結時にそれらを告知して当館の了解を得るものとします。

（客室の使用時間）

第10条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
 - (1) 超過2時間までは、1名様につき2,200円（1時間）
 - (2) 超過2時間以後は、1名様につき3,300円（1時間）
 - (3) 午後10時以降は前日の宿泊料金と同額の料金をいただきます。

（利用規則の厳守）

第11条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第12条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業日・時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のご案内等のご案内いたします。

・フロント・会計等のサービス時間 午前7時30分～午後9時00分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。

(料金の支払い)

第13条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国通貨にて、宿泊客の出発の際又は当館が請求したとき、当館玄関フロントにおいて精算していただきます。また第9条2項により前もって当館が認めた場合に限りこれを併用し精算することができます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第14条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第15条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第16条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、当館に加入する旅館賠償責任保険の範囲内で損害を賠償します。

2 宿泊客が当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロン

トにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館はその損害を当館の加入する旅館賠償責任保険の範囲内でこれを賠償します。尚、宿泊客のこれらの管理責任割合を減免するものとします。

- 3 フロントは高額な貴重品並びに現金についてはお預かりしない場合がございます。また高額な貴重品、並びに現金を当館内にお持込みになることをお断りすることがあります。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

- 第17条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合、その所有者からの申し出又は指示の無い時には発見日を含め7日間保管し、その後処分いたします。
 - 3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあっては前条第1項の規定に、前項の場合にあっては同条第2項の規定に準ずるものとします。

(駐車場の責任)

- 第18条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

- 第19条 客室は宿泊期間の間、宿泊客に貸し出されたものであり、その期間中の客室並びに客室備品、お客様の持ち物、貴重品についての管理責任は宿泊客にあるものとします。
- 2 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(合意管轄裁判所)

- 第20条 宿泊客と当館の間に訴訟事項が生じたときには静岡県地方裁判所沼津支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別表第1

宿泊料金の算定方法（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内訳
宿泊客が 支払うべき 総額	宿泊料金	a)基本宿泊料（室料+朝・夕食料）
	追加料金	b)追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	税金その他	c)消費税10%
		d)入湯税150円
		e)立替金

- 備考1 基本宿泊料料金表によります。
- 備考2 子供料金は12歳未満に適用し、大人に準じる食事と寝具を提供したときは大人料金の70%、子供用食事と寝具を提供したときは大人料金の50%をいただきます。寝具及び食事を提供しない幼児については1名2000円をいただきます。

別表第2

違約金（取消料・不泊料・第6条第2項関係）

契約解除の 通知日 予約人数	不 泊	当 日	前 日	2 日 前	3 日 前	4 日 前	5 日 前	7 日 前	3 0 日 前
宿泊料金×	100%			50%			30%		×
団体旅行×	100%			50%			30%		

- （注1） %は、宿泊料金に対する違約金の比率です。
- （注2） 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、一日分（初日）の違約金を収受します。

